

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年5月22日18時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただ今から、第10回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。先ず、会議開催に先立ち、本部長である知事からご発言をお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。国は、関西2府1県の緊急事態宣言を解除しましたが、本県を含む1都3県と北海道は宣言が継続となっています。

そのため、外出自粛要請と休業要請は続きますが、令和2年5月25日の解除の可能性がでてきました。今後の感染者の推移等を見る必要がありますが、神奈川県も同年5月25日に解除される可能性がでてきたと考えています。そのために、どのように解除後を考えていくのか、具体的な内容を明らかにして、皆様と議論したいと思います。

（くらし安全防災局長）

本日、予定されている議題は2点です。国県の動向についてと緊急事態宣言解除後の県の取組についてです。

1点目、国県の動向について、簡単にご説明します。資料は内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策推進室が昨日発出した事務連絡です。裏面のとおり、区域変更がされました。本県については、緊急事態措置を実施すべき区域として、引き続き継続になっています。したがって、本日資料には添付していませんが、県が定める実施方針、それから県の内部について定める基本方針について、引き続き変更はありません。

（1）の議題については以上です。次に（2）です。緊急事態宣言解除後の県の取組について、「外出自粛要請について」という資料に基づいて、本部長である知事からご説明をお願いします。

（本部長（知事））

緊急事態宣言解除後の県の取組について説明します。先日、緊急事態宣言解除後の「神奈川ビジョン」を発表しました。その時に、赤黄緑といった形で説明しました。赤は緊急事態宣言がでているところ、解除されると緑になります。緑になりしばらくすると、おそらく感染者が増え黄色になります。そうすると、「神奈川警戒アラート」を出します。この赤黄緑という流れに沿って、ご説明をします。

現在は緊急事態宣言下の状況、赤です。「人と人との接触機会8割削減」を目標に、徹底した外出自粛を要請してきました。

宣言解除後は、緑になります。表現が異なり、「新しい生活様式」の定着を図ってくださいという言い方になります。感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えるよう、強く訴えていきます。また、クラスター歴があるような場所へ行くことも控えてほしい、例えば繁華街や接待を伴う飲食店等、帰省や都道府県域を超えた移動についても控えていただくというメッセージを出します。感染状況の指標によって、「神奈川警戒アラート」を発出して、特措法第24条第9項に基づく県民への外出自粛要請を行うこととなります。

次に、「事業者への休業要請」についてです。現在は、緊急事態宣言下で、感染拡大のおそれのある施設への休業要請ですが、宣言解除後は、緑になりまして、感染防止対策を前提に、段階的に休業要請を解除していきます。

感染状況の悪化を検知した場合は、警戒の呼びかけを行います。

次に、「段階的な解除のステップ」についてです。

国の基本的対処方針では、緊急事態宣言が解除された時には、施設の使用制限、いわゆる休業要請は基本的に解除とされています。ただし、「新しい生活様式」が社会経済全体で安定的に定着するまでは、一定の移行期間を設けて、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行することとされています。

そこで、本県では、「ステップ1」として、ガイドラインに基づいて、事業者が適切な感染防止対策を講じることを前提に、休業要請を解除します。また、事業者は自ら感染防止対策の創意工夫を図り、段階的に営業を再開します。原則夜10時までの時短営業を要請します。業種は遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設です。なお、「飲食店」は、時短営業緩和です。夜10時までとなります。また、小規模イベントの開催は可能とします。

「ステップ2」では、これらの時短営業を解除し、中規模イベントから順次開催を可能とします。

神奈川県は「ステップ1」「ステップ2」で考え、業種にはこだわらない形で考えていきます。

前提として、感染拡大防止に皆様がどれだけ取り組んでいるかを大きな軸にした考えです。業種別ガイドラインが出されていますが、これにどれだけ基づいた感染防止対策を行っているか、また業種別ガイドラインにない業種は、県が作成した共通のガイドラインに基づく感染防止対策を徹底的にやっけていただいているかどうか、また感染防止対策の創意工夫をしているかどうか、こういったものをしっかり見てまいります。

これに対し、再起促進支援による財政支援、実は14億7,800万円予算措置しています。たとえば、感染防止対策としてアクリル板で仕切りたい、レジにビニールカーテンを設置したい、そうした感染防止対策に取り組む事業者を県として応援するため、財政支援を行います。また、業種別ガイドライン及び県作成共通ガイドラインによりどれだけ感染防止に向けた取組や創意工夫を行っているかについて、チェックリストを用意しました。

チェックリストに基づきチェックをしていただくと、自動的に「感染防止対策取組書」が打ち出されます。「当事業所は感染症対策として以下のことに取り組んでいます」ということで、たとえば仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止をしている、レジ等仕切り設置している、混雑時は入店制限する等の取組を見える化します。

感染防止対策取組書を県のHPからダウンロードしていただき、店頭に掲示していただきます。そして、取組書には「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示します。すると、利用者はお店がどのように感染防止対策を行っているかが分かり、安全安心感をもって利用の選択をすることができます。つまり、お店が感染症対策をアピールすることを県が支援します。

また、コロナお知らせシステムでチェックするため、万が一、感染者が発生した場合には、その時に居合わせた利用者に自動的にお知らせできるような環境になります。基本的に、警戒アラートシステムによって、感染拡大の危険を食い止めるよう展開します。

県の取組は、感染症対策を事業者の皆様がどれだけ行うかということを見て、徐々に営業を再開に向けていくため、かなり事業者の皆様にお任せするという意味で、段階的といっています。きめ細かに、業種別に線をつけるということではなく、一律に、業種は幅広く感染症対策に取り組んでいるか、そして県民の皆様に見える化しているかを大きな基準として進めていくとお考え下さい。以上が基本的なアイデアですが、意見があれば教えてください。

(くらし安全防災局長)

その他、構成員の皆様からご意見ございますか。

本部長、なにか補足等ありますか。

(本部長 (知事))

イベントの件について、小規模イベントはステップ1、中規模イベントはステップ2となっていますが、政府から小規模イベントのスケール感の数字が示されると聞いています。現在は、小規模イベントは屋内100人以下、屋外200人以下と想定しています。国の基本的対処方針で数字が示されるという情報がありますので、そちらを当てはめたいと考えています。

(くらし安全防災局長)

ただ今本部長から直接、緊急事態宣言解除後の外出自粛についての考え方、休業要請についての考え方をしっかり裏付けていく取組についてご説明がありました。こういった方向で、本部会議として共有し、仮に緊急事態宣言が解除されると正式になった場合は、文章に落とし込んだ形で方針として位置づけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今本部長から報告があった内容について、本県の緊急事態宣言が解除さ

れるにあたっては、考え方を改めて整理するという事で、本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。続きまして、休業という意味では形式上、本部長である知事から教育委員会の教育長に、休業要請を行っていましたが、緊急事態宣言が解除されると県教育委員会への要請はなくなります。県教育委員会の再開に向けた対応について、教育長からご説明をお願いします。

(教育長)

別添資料1になります。考え方ですが、緊急事態宣言が令和2年5月31日に解除された場合、同年6月1日に再開する場合に備え、同年5月25日から学校としての必要な受け入れ態勢を整えていきます。ただし、臨時休業終了後の県立学校の再開については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることから、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に学校を再開していきます。

市町村教育委員会に対しても、同様の考え方を示していきます。

その下、表になっています。一番左は登校方法です。準備期間については、ガイダンスのために登校してもらいます。一週間程度で、1日登校になります。分散登校については、公立高校はほとんどが40名教室になっていますが、この間は1教室に20名、概ね1メートルから2メートル程度の距離をとっていますと、施設規模等から全員が一斉に登校するのは難しいことから、午前部午後部等様々な工夫しながら、分散登校をします。その後、時差通学・短縮授業について、県立学校は全県一学区で公共交通機関を利用して通学するため、時差通学をし、通常50分授業を40分授業という短縮をしていきます。こちらは概ね令和2年8月29日まで段階を踏んでいきます。その後、50分×6時間授業という通常登校に入ります。右側の特別支援学校も同じような考え方で、徹底して3密を避ける対策を講じながら、スタートをしていきます。なお、特別支援学校の分散登校につきましては、給食があります。これについては、綿密に、人員配置・配食のやり方を工夫して実施します。夏休みについては、特別支援学校は現行規則で42日間ですが、23日に短縮していきます。高校の場合、定め方は夏休み何日という定めではなく、春夏秋冬休み合わせて現行60～55日の間で学校長の裁量で決めています。こちらを40日～35日に設定します。ちなみに、県立学校の平均休業日数は57日で、うち夏休みは33日間です。40日～35日に減じた場合、冬休みと春休みを今の日数と変更しなければ、40日の場合は概ね17

日、35日の場合は概ね12日となります。部活動については、「時差通学・短縮授業」の段階から段階的に実施していきます。

また、令和2年5月31日より前に宣言が解除された場合も、学校の受け入れ態勢を整える必要な準備期間として同年5月31日までは、教育委員会の権限として、学校の臨時休業を継続します。

更に今後の状況によって、分散登校や時差通学・短縮授業の期間については、柔軟に考えることが必要と考えています。

これに基づき、県立高等学校・中等教育学校、県立特別支援学校、それぞれの段階的な再開に向けて作成した「ガイドライン」を、本日この方向でご了承いただければ、県立学校長あてに「再開に向けた準備通知」とともに本日付で送付したいと考えています。

市町村教育委員会に対しては、市町村立小・中学校を再開するにあたり参考にさせていただくための「ガイドライン」を、「再開に向けた準備依頼」とともに送付したいと考えています。

別紙1が高等学校・中等教育学校、別紙2が特別支援学校、別紙3が小・中学校です。特別支援学校や小中学校のガイドラインは40ページを超える、網羅的に学習指導だけでなく健康管理等も含めた構成です。

学校の再開に向けては、慎重な姿勢を保ちつつ、再開に向けて準備をしていきます。子どもたちの健康を守るという観点、そして学習を保障していくことの両立は難しい部分があり、新しい生活様式を学校の中で実施していくことは、これまでの学校の教育の方法や施設規模等相当な部分で工夫をしていく必要があります。文字通り40名で対面授業を行って、なおかつグループワークやアクティブラーニングという形を進めている、まさにその時にグループワークでなく個別の授業をしなければならない等、相当の工夫、その中でも深い学びができるような、教育のやり方を考えていかなければいけません。

したがって、私としては、相当難しい状況に立ち向かっていくのだろうと思っています。皆様ご支援をお願いします。

(くらし安全防災局長)

ただいま、公立学校における教育活動の再開に向けた県教育委員会の対応についてご説明いただきましたが、構成員の皆様から何かございますか。

(本部長(知事))

これまでの開校できていない間は、休んだことになるのか、それともオンライン授業の開催やプリントを渡しているところもあるので、授業にカウントされているのか教えてください。

(教育長)

授業の日数としてはカウントしていませんが、その間、例えば県立高校では一週間単位で各教科の課題を与え、それを戻してもらっています。ICTを利用する場合も、紙ベースの場合もあります。これについて、これから再開した際にもう一度その課題を授業で教えるのではなく、やってきた学習を評価ができる場合には単位の一部として認定していくという考えです。これは文科省の方からも考え方のガイドラインがでています。ですから私は、この休業期間に学びがなかったということではなく、単純に学校教育法上の授業日数としてカウントできないことではと考えています。これから再開した際に、すでにやったものとこれからやるもの、特に実験や実習は個人学習ではできないので、そのようなものを学校の中で重点的にやる等、カリキュラムの再編成をこれからやっていきます。

(くらし安全防災局長)

他にいかがでしょうか。本部長、よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

学校の再開については色々な意見がありますが、よろしくお願いします。

(くらし安全防災局長)

それでは県教育委員会の対応については以上です。議題としては以上ですが、ここまで構成員の皆様からなにかありますか。

よろしければ、その他の議題ということで、総務局から AI チャットボットの導入について報告がありますので、総務局長お願いします。

(総務局長)

新型コロナウイルス感染症に関する多言語対応 AI チャットボットの導入についてご報告します。チャットボットとは、チャットとロボットを組み合わせた言葉で、AI を活用した自動会話プログラムです。新型コロナウイルス感染症に関する様々な問合せに対して、AI チャットボットが多言語対応により対応します。また、AI が標記の団体の情報を参照して、利用者の問合せに柔軟に対応します。

本日の 13 時 30 分に提供を開始しておりまして、県公式サイト新型コロナウイルス感染症対策サイト上に起動ボタンを配置しています。開発・提供をいただいているのが株式会社 ObotAI で、無償で提供をいただいています。実際にこちらが HP から見ることができ、県内の最新感染動向ですが、このような形で、左側の右下に起動ボタンがあります。その後右にいきまして上の方に日本語やその他の言語をクリックすると、表示されている言語を用いて質問に対して AI が答えます。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。これに関しまして、何かありますか。

(国際文化観光局長)

多言語対応の機能がありますので、国際課のかながわ国際ファンクラブや交流財団の SNS を使って、周知を図っていきたいと考えています。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。

その他も含めて議題は以上になりますが、最後に本部長から何かありますか。

(本部長 (知事))

今日示した新しい体制ですが、令和2年5月25日に解除された場合、いつからということにしますか。

(くらし安全防災局長)

ただいま本部長から、仮に令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された場合、今日の考え方はいつからということですか。

整理としては、先ほど本部長から報告がありましたが、緊急事態宣言が解除されれば今までの赤から緑になります。そして、休業要請・外出自粛についても基本的には解消されるということですので、理屈としては翌日、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されれば25日の24時以降、つまり火曜日の朝一番から新しい考え方で本県は動いていくということですか。

(本部長 (知事))

皆様意見はどうですか。令和2年5月25日に聞いていきなり夜から始まるということですね。それで大丈夫ですか。意見どうですか。

(武井副知事)

今回の休業要請の解除については、本部長からご説明があったとおり、感染防止対策を徹底することを前提として解除するということですので、仮に令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された場合、同年5月26日以降、各事業者が感染防止対策をしっかりできるということであれば、それを前提に営業を開始してもよいと考えています。

(本部長 (知事))

令和2年5月25日の24時ですね。

(武井副知事)

はい、その通りです。

(本部長(知事))

それで大丈夫ですか。皆様意見を聞かせてください。

(小板橋副知事)

私も武井副知事からお話しあった通り、事業者の方がガイドラインに基づいて準備ができたという判断の上で再開ということですので、その方については順次0時からであろうかと思えます。準備に時間が掛かる方は、できた段階からということで、スタートの時期はよいと考えています。

(教育長)

事業者の皆様、県民の皆様は自分たちがどこまでやればよいのかをしっかりと認識ができて、こちらからいけば周知ができて、その中で実施していくということでいくと、令和2年5月25日に解除され、翌日の0時からというよりは、ある一定の期間を設けて誰もが内容がわかったというところがないと、情報の差がでるのではないかと感じました。

(武井副知事)

業界団体の中には、すでに令和2年5月31日を見据えて準備をしている業界団体があります。業界ごとにガイドラインを作って、いざ解除されたならばガイドラインに沿って、速やかに営業が開始できるように準備をしている団体もございますので、そうした団体につきましては仮に同年5月25日に解除されて翌26日午前0時から再開となっても、準備は十分できていますので、各業界団体の事業者の準備に応じて同年5月25日に解除された場合はすみやかに営業を開始ができるようなこともよしとするという方向でよいと考えます。

(教育長)

すでに先行してご準備いただいている団体についてはここからスタートとすると同時に、そのような努力やガイドラインを作成していただくという意味でも、本日あるいは明日から徹底した形でガイドライン作成を周知していくべきだと思います。情報が様々な団体に行き渡るといことが大切で、その中で令和2年5月25日の解除の翌日から、自分のところはこれができるという団体については、副知事がおっしゃったように認めていくと。ただ、そのためにも、各団体には徹底した周知が必要だと思います。

(本部長 (知事))

先ほど教育長がおっしゃったガイドラインのチェックリストをチェックすると、感染防止対策取組書ができてきますよね。こちらは、もう準備できていますか。

(産業労働局長)

一部、作成中です。

(本部長 (知事))

これが揃わないと、オープンできないのではないですか。

(産業労働局長)

そうですね。ですから、なるべく早く作りしたいと思います。

(本部長 (知事))

いつできますか。

(産業労働局長)

月曜中には、というところです。

(本部長 (知事))

月曜日中にできるのであれば、令和2年5月26日の0時にはできるということですね。

(産業労働局長)

十分な周知という点では、時間が足りないかもしれませんが、なるべく早い段階で皆様にお知らせしたいと考えています。

(本部長 (知事))

やはり令和2年5月25日に解除されて、その夜中に開始というのはあまりにも早急すぎると思います。我々のシステムもしっかり働くようにならないと、おかしなことになるますから、せめて1日、つまり令和2年5月27日の0時からであれば、産業労働局長、間に合いますか。

(産業労働局長)

はい、間に合わせます。

(本部長 (知事))

では、そのようにしましょうか。1日、間を空けて、令和2年5月25日に万一解除された場合には、同年5月27日の午前0時から始まるということですね。今日から、こういったことで考えているということで周知して、防止対策を徹底してください、そうすれば事業をできますということでしっかり周知したいと思います。

(理事 (特定課題担当))

昨日、会見でLINEのシステムが令和2年5月27日頃開始ということを知りました。議会でも説明をされていたと思います。そこが整っていないと、始められないというところはないでしょうか。

(政策局参事監)

LINEのシステムについては、令和2年5月25日には間に合わせるように動いておりますので、一日置いて、同年5月27日ということであれば、間に合うと思います。

(本部長 (知事))

では、令和2年5月25日に解除されたら、同年5月27日0時開始でよろしいでしょうか。これが延びましたら、同じような基準でスタートということで行きましょう。同年5月27日0時にスタートできるように徹底的に周知し、準備していきたいと思います。

(くらし安全防災局長)

はい、分かりました。極めて形式的なことではありますが、緊急事態宣言の解除という政府の判断になりましたら、改めてこの本部会議を開いて、今のよう形を確認することでお願ひします。あくまで、令和2年5月25日、また、他の日の場合でも、1日置いてということで今は合意をさせていただいて、正式に決定した段階で、改めて本部会議で決定するという段取りで決定していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

その他いかがでしょうか。

(武井副知事)

1点だけ確認です。本部長から、ガイドラインに基づく感染防止対策を事業者が講ずるに当たって、一定の費用が必要な場合には、県として財政基金をすることの説明がありました。これについては4月の補正予算で一定の予算措置を講じておりますが、仮に足りないということであれば、追加の予算措置を含め、県としてこうした事業者を支援して、それによりガイドラインに基づく感染防止対策を徹底してもらおうということよろ

しいでしょうか。

(本部長（知事）)

結構です。

(くらし安全防災局長)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、第10回本部会議を終了します。ありがとうございました。